

市立幼稚園所有デジタルカメラ装着用SDカードの紛失について

1 概要

平成29年9月25日に市立幼稚園教諭が、当園園児及び市立小学校児童の教育活動の様子（画像データ590枚）を記録したデジタルカメラ装着用SDカードを紛失した。

2 主な経緯

- (1) 9月25日午後7時頃、当該教諭が誕生月の園児に手渡す誕生カードに必要な写真を現像するため、デジタルカメラに装着していた学級専用のSDカードをチャック付きのビニル袋に入れ、情報持ち出し許可簿に持出日、持出理由等必要事項を記入し、園長の承認を得た後、市内のカメラ店に持って行った。
- (2) カメラ店の自動現像機で現像処理を済ませた後、SDカードをチャック付きのビニル袋にしまいズボンのポケットに入れた。
- (3) カメラ店を出て、大型ショッピングセンター、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアに立ち寄り帰宅した。
- (4) 帰宅直後に紛失に気付いたため、帰宅経路を搜索したが見つからなかった。
- (5) 翌日、警察に紛失届を提出するとともに、立ち寄ったカメラ店他各所に行き、落とし物の確認を行った。
- (6) 以降今日まで、何度も帰宅経路を搜索し、さらに、パソコンに保存していたバックアップデータをもとに、紛失したSDカードに記録されているデータの確認作業を行ってきた。

3 事案への対応

- (1) 市立幼稚園
10月11日、園児宅を訪問し、保護者に園児の画像データを記録したSDカードを紛失したことについて説明し謝罪した。
- (2) 市立小学校
10月12日、市立幼稚園園児と交流活動を行った第1、第5学年児童及び保護者に対して、児童の画像データを記録したSDカードを紛失したことについての説明及びお詫び文書を配付した。

4 再発防止に向けて

- (1) SDカードのみの園外持ち出しは禁止とし、画像印刷は、幼稚園所有のプリンタで行うことを基本とする。
- (2) やむを得ずデジタルカメラ（SDカード装着）を園外に持ち出す場合は、管理職が持出理由を十分に確認するとともに、原則、その日のうちに返却することとする。
- (3) 返却の確認は、管理職が確実に行う。